

【東北1大曲・船岡樹木採取区】

公募要項等に関する説明会及び現地説明会(令和3年9月29日)質問・意見に対する回答

現地説明会の質問・意見

番号	質問項目	質問内容	回答
1	基礎額の算出方法について	通常の立木販売の予定価格算定とは異なり、過去の立木販売実績を用いて算出しているとのことだが、用いるのはどこの実績か。秋田署の実績か。	基礎額は、樹木料評定式により算出するものであり、その評定式は平成26年度から平成30年度までの国有林野事業での立木販売実績(一般競争入札)を基にしています。そのため、用いる実績は全国のものであり、この評定式の変数として「秋田県南ブロック」を適用して算出しています。
2	伐採後の植栽について	植栽は必ず樹木採取権者が行わなければならないのか。	公募要項別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」第9章に記載しているとおり、採取跡地の造林は、やむを得ない事由がある場合及び第58条(分収造林契約)の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、当該採取跡地を管轄する森林管理署長と樹木採取権者が造林事業請負契約を締結しなければならないとしています。 また、申請にあたっては、別紙1「申請書作成要領」申請様式8-1:植栽の意思表明書を併せて提出いただくこととなります。
3	権利設定料について	支払うのは、樹木採取権設定後1回のみで良いのか。	樹木採取権設定後1回のみとなります。なお、権利設定料の額及び算定方法等は、公募要項Ⅲ4「権利設定料の額及び算定方法等」をご確認ください。
4	事業実施について	実際の伐採時には、事業費のコスト面からも重機の移動を少なく効率的に施業できる体制を整	本制度では、施業計画案及び実行計画案を作成いただき、それに基づいた施業を実施すること

		えたいと考えるが、そのように伐採箇所を選定することは可能か。	となります。そのため、事業者が伐区を選択して施業することが可能です。 なお、施業計画案及び実行計画案を作成する際は、別紙 3「森林資源状況一覧表」に記載の「主伐が可能になる年度」等にも留意いただく必要があります。
--	--	--------------------------------	---

公募要項等に関する説明会の質問・意見

番号	質問項目	質問内容	回答
1	申請書に係る評価項目について (※公募要項別紙 18「評価一覧表」参照)	防災活動に関する表彰やボランティア活動の実績等は、過去何年以内のものが該当するのか。	特に定めておりませんので、実績があれば記載お願いします。
2		災害協定等の締結について、現段階では局署等の協定締結に至ってはいないが、申請期間中に締結出来たものは認められるか。	申請時点で締結されていれば問題ございません。
3	申請書の記載方法について (※申請書記載例「4. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図」を参照)	安定取引協定の記載方法について、協同組合として参加する場合は、事業に従事する素材生産事業体全てを記載し、それに紐づいて川中、川下の流通を記載する必要があるのか。	申請者(協同組合)として、川中、川下への流通が記載されていれば問題ございません。 ただし、申請者として、川中、川下事業者と協定を締結いただく必要があります。
4	その他	申請書作成等において疑義が生じた場合、林野庁のほうから早めの回答をいただきたい。	事業者間の不均衡がないよう質問状という形で質問を受け付けることとしております。提出いただく際は、公募要項「様式 C」を御活用ください。なお、拝受した質問については、東北森林管理局のホームページで公表することとしております。